明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任、農業会議組織変更（福井県）関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三
会社その他
会社決算公告　元

告示

○**財務省告示第一号**

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十八年一月五日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第三十一回	九千七百九十六万円	九千七百九十五千三百九十円
〃	第三十二回	六千七百二十万円	六千七百十六万二千五百五十六円
〃	第三十三回	三千九十万円	三千八十八万七千七百四円
〃	第三十四回	一億千三百三十四万円	一億千三百二十九万四千八百七十八円
〃	第三十五回	一億二千八百十一万円	一億二千八百五万八千九百九十二円
〃	第三十六回	七千六百一万円	七千五百九十三万七千三百三十六円
〃	第三十七回	三億三百二万円	三億二百六十八万二千五十円
〃	第三十八回	三億千百六十六万円	三億千百三十一万二千四百六円
〃	第三十九回	六億七千七百二十六万円	六億七千六百六十一万二千四百四十六円
〃	第四十回	七億四千三百八十万円	七億四千三百十四万八千百六円
〃	第四十一回	八億二千百九十七万円	八億二千百三十一万五千百十円
〃	第四十二回	一億六千四百九万円	一億六千三百九十五万九千二百八十八円
〃	第四十三回	四億六千二百六十四万円	四億六千二百三十四万五千百五十六円
〃	第四十四回	二億三千百七十万円	二億三千百五十三万三千八百八十六円
〃	第四十五回	五億九千八百七十四万円	五億九千八百三十五万八千三百八十円
〃	第四十六回	四億八千八百六十三万円	四億八千八百三十五万七千五百三十円